

犬や猫を日本から海外に輸出される皆様へ

輸出検査のながれ

日本での準備



*注1 入国する国（相手国）によって、輸入許可証の取得手続や動物病院での検査、処置が必要な場合がありますので、必ずご確認ください。

*注2 獣医師が勤務していない動物検疫所や平日のみの開庁となる動物検疫所もありますので、検査を希望する動物検疫所に、事前（少なくとも7日前まで）にご連絡ください。相手国の入国条件により、獣医師職員の検査が必要になる場合は、検査日時・場所の調整をさせていただく場合がありますので、さらに早めに検査を希望する動物検疫所までご連絡ください。